

平成26年度木造住宅等関連予算について

平成26年2月26日

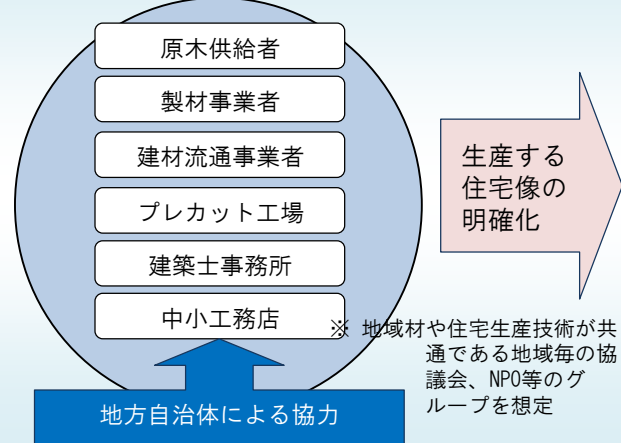
国土交通省 住宅局
木造住宅振興室

地域型住宅ブランド化事業

平成26年度予算案：90億円の内数

前提条件

関連地域産業の連携による住宅生産体制※



※ 地域材や住宅生産技術が共通である地域毎の協議会、NPO等のグループを想定

地域材を活用し、地域の気候・風土にあった「地域型住宅」の具体像、共通ルール

- 地域の気候・風土、街なみ景観等の特徴
- 地域材の特徴、地域材供給の現状
- 「地域型住宅」の具体像
- 地域型住宅の規格・仕様に関する共通ルール
- 地域材の供給・加工・利用に関する共通ルール
- 積算、資材調達、施工に関する共通ルール
- 地域型住宅の維持管理に関する共通ルール

地域型住宅の
ブランド化に
向けて

具体的取組、
役割分担

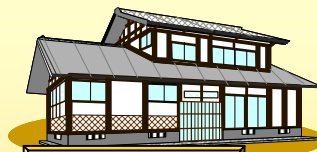
- 信頼性確保
- 維持管理
- 普及促進
- 技術継承
- 新技術導入
- 資源循環利用
- 災害時の応急仮設住宅供給体制

補助内容

1戸当たり
建設費の1割以内かつ
100万円を限度に補助

(※)平成24年度に実施していた柱・梁・桁・土台の過半において地域材を使用した場合の補助の上限加算分20万円について、林野庁の木材利用ポイント事業実施中は休止する。

支援



長期優良住宅

中小住宅生産者により
供給される木造住宅



地域材

持続可能な森林経営に
資する地域材の活用

- 当該事業に取り組もうとするグループを公募し、「『地域型住宅』生産の共通ルール」等について、学識経験者からなる評価委員会による評価結果を踏まえ、これらの内容に基づく活動を行うことを要件として国土交通省が採択を行う。
- 採択されたグループ内の中小工務店が、上記の地域毎の住宅生産システムの共通ルールに基づいて木造の長期優良住宅の建設を行う場合に、当該建設にかかる費用の一部について補助を行う。

効果

地域の中小工務店による住宅に関する消費者の信頼性の向上

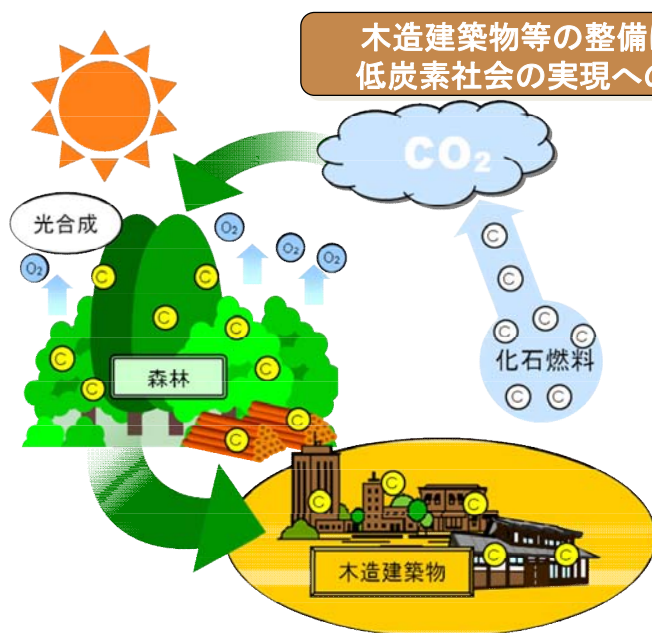
地域の中小工務店による住宅の供給を通じた地域経済の活性化

地域の住文化の継承及び街なみの整備

木材自給率の向上による森林・林業の再生

《趣旨》

再生産可能な循環資源である木材を大量に使用する建築物の整備によって低炭素社会の実現に貢献するため、先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の整備に対し、その費用の一部を助成。



下記の要件を満たす木造建築物等の整備計画を公募によって選定し、木造化・木質化することによる掛かり増し工事費用及び木造化・木質化に係る調査設計計画費用の一部助成を実施。

《補助の要件(先導的な木造建築物)》

構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入

木材利用に関する建築生産システムについて先導性を有するもの

建築基準法等、法令上特段の措置を要する一定規模以上のもの

多数の者が利用する施設又は設計・施工に係る技術等の公開等

《補助額》

【調査設計計画費】

建築物の調査設計計画費のうち、先導的な木造化・木質化に関連する費用の1/2の額

【建設工事費】

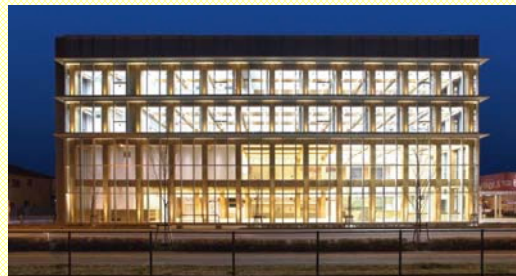
木造化・木質化することによる掛かり増し工事費用の1/2の額

(ただし、掛かり増し工事費用の算出が困難な場合は、木造化の場合は建設工事費の15%、木質化のみの場合は建設工事費の3.75%の額とすることが可能。)

整備事例



3層構成型耐火集成材を主要構造部に用いた事務所



ハイブリッド集成材を主要構造部に用いた事務所



枠組壁工法による大規模小売店舗



複合公益施設の内装木質化

「長く使っていけるストックを壊さずにきちんと手入れして長く大切に使う社会」を構築するため、既存住宅の長寿命化に資するリフォームの先進的な取り組みを支援し、既存住宅ストックの質の向上及び流通促進に向けた市場環境の醸成を図る。

事業概要

【1. 事業の要件】

- ①リフォーム工事前にインスペクションを行うとともに、工事後に維持保全計画を作成すること
- ②下記の2.に示す特定性能向上リフォーム工事を行うこと。
- ③リフォーム工事後に少なくとも劣化対策と耐震性(新耐震基準適合)の基準を満たすこと。

【2. 補助対象費用】

・以下のa.～c.に要する費用を対象とする。

a.特定性能向上リフォーム工事

・耐震性、省エネ性能、劣化対策、維持管理・更新の容易性のいずれか又は複数に係る工事。

b.その他性能向上リフォーム工事

・外壁改修や屋根の改修など、評価項目ではないが性能向上に資する工事。
(インスペクションで指摘された不具合の改善のための工事を含む。)
※b.については、a.の工事費を限度とする。

c.インスペクションの実施、維持保全計画の作成

【3. 事業主体】

- ・リフォーム工事の建築主(建築主の依頼を受けた施工業者を含む。)
- ・グループによる提案も可とする。

【4. 補助率・上限】

・補助率： $\frac{1}{3}$ ・補助限度額(国費)：100万円/戸 等

【5. インスペクション結果の反映】

・インスペクションにより劣化事象等不具合が指摘された場合、以下のいずれかの措置をとること。

- ①リフォーム工事の内容に含めること。(その他性能向上リフォーム工事として補助対象)
- ②維持保全計画において、今後の補修時期又は次回の点検時期を明記すること。

